

## 不登校等児童生徒への支援について

### 教育機会確保法

平成28年12月14日に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、次のようなポイントが示されています。



| 不登校は問題行動ではありません                                                                                                                                | 社会的自立の尊重                                                                                                                                          | 学校内外の学びの場も整備                                                                                                                 | 一人一人に合った支援                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。</p>  | <p>学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。</p>  | <p>自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備します。</p>  | <p>不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。</p> |

### 相談してみよう

さまざまな相談窓口があります。不登校等児童生徒や保護者が、一人で悩みを抱えることのないよう、支援します。

その他の相談窓口はこちら→



| 名称                                                                                                  | 特徴など                                                             | 連絡先                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 呉市教育委員会学校安全課                                                                                        | 学校の先生の経験者が対応します。                                                 | 0823-25-3456                                                                          |
| 大本市郎添談室（そうだんしつ）  | 呉市教育委員会スクールカウンセラー（月～水曜日）                                         | 0823-25-5696                                                                          |
| 呉市スクールカウンセラー                                                                                        | 林 マサ子SC（随時可能）<br>岡田 佳奈SC（月に1回、呉高校で実施）<br>苗村 政子SC（月に2回、元苗村小児科で実施） | 在籍校                                                                                   |
| 広島県スクールカウンセラー                                                                                       | 各中学校区に配置されています。                                                  |                                                                                       |
| 呉市スクールソーシャルワーカー                                                                                     | 出崎 直美SSW 沖田 知子SSW<br>平谷 邦子SSW 丸山 千尋SSW                           |                                                                                       |
| 広島県スクールソーシャルワーカー                                                                                    | 阿賀中学校区、東畑中学校区、吉浦中学校区、昭和北中学校区、和庄中学校区に配置されています。                    |                                                                                       |
| 24時間子供SOSダイヤル                                                                                       | 24時間つながります。匿名での相談もできます。                                          | 0120-0-78310                                                                          |
| こころのライン相談@広島県                                                                                       | ラインでいろいろな相談をすることができます。                                           | <input type="text" value="こころのライン相談@広島県"/> <input type="button" value="検索"/>          |
| 呉こどもチャット相談       | 24時間365日いつでも相談できます。<br>対象：呉市立学校に通う5年生以上の児童生徒                     |  |
| 広島国際大学心理臨床センター                                                                                      | 月・火・木・金・土曜日、10～17時。料金がかかります。                                     | 0823-73-3150                                                                          |

### 不登校支援に関する参考資料

「不登校児童生徒の出席扱い・成績評価について」（文部科学省）  
※ 出席扱い等の主要条件などについて



「不登校等児童生徒支援相談ガイド」（広島県教育委員会）  
※ 周りの大人の関わり方などについて



### 【お問合せ】

呉市教育委員会 教育部 学校安全課 生徒指導グループ  
〒737-8501 呉市中央4丁目1-6 電話 0823-25-3456

# いいばしょいろいろ

## 不登校等児童生徒支援のためのリーフレット

どんな居場所があるの？

SSRって何？

不登校の考え方は？

学校でどんな支援が可能？

学校以外での出席の扱いは？

つばきルームってどんなところ？



呉市教育委員会 学校安全課  
令和8年7月



## スペシャルサポートルーム(SSR)

- ◆ 不登校等児童生徒等への個に応じた支援を行うため、校内にSSRを設置しています。
- ◆ 令和8年度の設置状況(計21校)  
 【呉市SSR設置校】 白岳小, 横路小, 荘山田小, 昭和北小, 仁方中, 白岳中, 広中央中, 昭和中  
 【広島県SSR推進校】 阿賀小, 呉中央小, 昭和中央小, 阿賀中, 呉中央中, 吉浦中, 安浦中  
 【その他】 波多見小, 横路中, 和庄中, 片山中, 昭和北中, 音戸中 ※ 生徒指導員や県の加配等を活用  
 ※ 上記の21校以外にも、学校独自でSSRを設置している学校もあります。

SSRを卒業するときには、「生きる力=社会的自立に必要な力」が育まれていることを目指します。



児童生徒を支援する伴走者として、専任の担当者がいます。自分に合ったペースで学習・生活できます。



「居場所」にとどまることなく「成長できる場」です。

他の児童生徒から見えないように入室できるSSRもあります。



一般の教室への復帰を前提とはしていません。

## つばきルーム(呉市教育支援センター)



- ◆ 3つの場所に、それぞれ2名ずつ支援員がいます。

### 中央ルーム

呉市和庄1丁目2番13号  
(すこやかセンターくれ4階)  
Tel 26-6776



### 延崎ルーム

呉市阿賀南6丁目4番28号  
(延崎小学校内)  
Tel 71-8021



### 安浦ルーム

呉市安浦町中央5丁目1番8号  
(安浦まちづくりセンター三津口分館内)  
Tel 84-7700



### 【開室時間】

- ◆ 月・木曜日: 9時~12時
- ◆ 火・水・金曜日: 9時~16時

### 【一日の活動】

- ◆ 午前中: 自主学習 等
- ◆ 午後: スポーツ活動, 創作活動, 調理活動, 栽培活動, 清掃活動 等



### 【その他】

- ◆ 利用に当たって、費用は必要ありません。交通費は、各家庭での負担となります。
- ◆ 服装は、私服でも制服でも構いません。
- ◆ 開室時間内であれば、好きな時間に来て、帰ることが可能です。
- ◆ 一定の要件を満たす場合、指導要録上「出席扱い」とすることが出来ます。



## 支援いろいろ

### 先生等による「支援会議」



スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからも助言を得ながら、支援について検討しています。

### 授業のオンライン配信



授業等の様子をタブレットでオンライン配信して、別室や家庭で視聴することが出来ます。

### いいばしょサポーターの派遣



大学生、教職経験者等を小中学校等に派遣し、児童生徒のよき理解者として対話や学習サポート等を行います。

## SCHOOL“S”(広島県教育支援センター)

- ◆ 東広島市(八本松)の県立教育センター内に設置されています。
- ◆ 「来室による利用」や「オンラインによる利用」ができます。
- ◆ 体験・見学・入室に関するお問合せ: Tel 082-228-3500



“S”には、児童生徒(Students)が自分で選んだ(Select)秘密基地(Secret)のようにワクワクする特別な(Special)場所(Space)という意味があります。



## フリースクール

- ◆ 学習活動, 教育相談, 体験活動などの活動を行っている民間の施設です。
- ◆ 一定の要件を満たせば指導要録上「出席扱い」とすることが出来ます。
- ◆ 呉市教育委員会は、呉市内にあるいくつかのフリースクールと連携をしています。
- ◆ フリースクールについてのお問合せにも応じます。(Tel 0823-25-3456)

